

# 秩父市立秩父第一小学校いじめ防止基本方針

秩父第一小学校は、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために基本方針を策定する。

## 1 いじめの未然防止のための取組

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる児童はいないとの認識の下、企画委員会や生徒指導委員会で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

- (1) 企画委員会では、生徒指導委員会で全体及び個別の生徒指導が計画的に実施できるよう教育課程全体の中での時間確保や外部機関との調整に取り組む。
- (2) 生徒指導委員会では、職員会議後の情報交換の時間も利用して、定期的な会議開催により、生徒指導上の学校の課題及び個人の課題解決のために組織的に対応する。

## 2 いじめの早期発見への取組

本校では、目指す学校像『心豊かに学び合い、一人一人が輝く学校』に基づき、児童が安心して学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、いじめの早期発見に向け全職員が以下の取組を実施していく。

- (1) 「児童対象いじめアンケート調査」を年3回（5月、10月、1月）実施する。その結果を分析して全職員で共有する。
- (2) 「保護者対象個人面談」を年1回実施し、児童理解を深め、実態把握に努める。
- (3) 児童及び保護者が日頃からいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

## 3 いじめの早期解決への取組

本校では、いじめの早期解決に向けて全職員が以下の取組を実施していく。

- (1) いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、いじめの早期解決に向け全職員で取り組む。また、その内容を今後の指導や防止にも生かしていく。
- (2) 生徒指導部・道徳教育部・特別活動部が中心となり、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

#### 4 いじめの問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、「いじめ防止対策会議」を設置する。この組織を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、秩父市教育委員会とも適切に連携し、いじめ根絶に向けた活動をする。

- (1) 構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、養護教諭、教育相談主任とし、個々の事案により、関わる職員が参加可能とする柔軟な組織とする。また、必要に応じて、秩父市教育委員会教育研究所教育相談室「スクールソーシャルワーカー」及び「教育相談員」の参加を秩父市教育委員会に要請する。また、必要に応じて心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。
- (2) 活動内容は、家庭や地域、関係機関との密接な連携を図り、いじめ防止に関することを行う。
- (3) 開催は、通常の「生徒指導委員会」と兼ねて実施し、いじめ事案が発生したときは緊急で開催する。

#### 5 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- (1) 秩父市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 秩父市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

#### 6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、目指す学校像及び経営方針に基づき、児童のインターネット上のいじめを防止するために情報モラルの徹底を図る。

- (1) 教育週間等を活用して、ネット問題について年1回児童向け講演会を実施する。
- (2) 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象のネット意識啓発講演会を実施する。